

原油価格の高騰などで厳しい経営状況にあるトラック運送事業者に対し、令和6年度前期分と同様に、引き続き宮崎県から燃料高騰負担軽減に係る補助金が交付されます。

後期申請分も、県ト協が補助金交付窓口事務を行うため、補助金交付要綱の制定及び詳細な手続き案内等を作成致しました。

協会会員の皆様には、関係書類を郵送しますが、県ト協ホームページからも申請用紙をダウンロードできます。

是非、補助金の申請手続きをお願いします。

事業概要

予算額	139,320千円（後期）
事業申請期間	令和6年12月1日～令和7年1月24日
補助対象	中小企業者が対象 ※昨年から追加 詳細は「様式第5号 誓約書」を要確認（資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社、又は常時使用する従業員数が300人以下の会社及び個人であること） 県内営業所に配置された事業用車両（宮崎の緑ナンバーに限る） ※ 貨物軽車両、霊柩車、被けん引車（トレーラ）を除く。
補助額	自動車検査証記載の「最大積載量」に応じて車両一台あたり定額を支払う。 ○10トン以上の車両1台あたり： <u>21,600円</u> ※ ただし「けん引車(トラク)」は全て10トン以上の車両として扱う。 ○10トン未満の車両1台あたり： <u>10,800円</u> ※ 補助金単価が変わりました。

申請書類等

R6前期に納税証明書、特別徴収実施確認書を提出済みの場合、後期は提出不要

- ① 補助金交付申請書
※ 1枚の書類で補助金申請、実績報告、補助金の請求書を全て兼ねています。
- ② 納税証明書（原則申請日から3カ月以内のもの。写しでも可） ※省略可
※ お近くの県税事務所で交付します。※収入証紙不可、現金400円が必要です。
- ③ 法人は個人住民税の特別徴収実施確認・開始誓約書 ※省略可
※ 市町村の領収証書（6カ月以内）の写し又は確認印が必要です。
- ④ 補助対象となる全車両の車検証の写し
電子車検証の場合は、「自動車検査証記録事項」の写し
※ 令和6年12月1日時点で、車検証交付後6ヶ月以上経過している車両。
なお、期間内に車両更新等がある場合は個別にご相談ください。
- ⑤ 補助対象車両一覧表
※ ④の車検証の写しと車両一覧表の順番は合わせてください。（必須）
- ⑥ 振込口座が分かるものの写し（通帳、キャッシュカード等）（必須）
- ⑦ 誓約書 ※誓約書に従業員数、資本金を必ず記載してください

問い合わせ先



未来を走る。
一般社団法人 宮崎県トラック協会

TEL : 0985-53-6767

FAX : 0985-53-2285



info@mta.or.jp

